第34回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和5年4月10日(月)午前9時 開会					
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室					
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者					
		1番 青木君夫 出 2番 野見幸雄 出 3番 松原利志 出					
		4番 米原章太郎 出 5番 山本雅之 出 6番 本田 博 出					
		<u>7番 村岡幸枝 出</u> 出 <u>出席 7人</u>					
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者					
		吉田弘幸 出 山本一夫 出					
		山本 満 出 楠本幸孝 出 出席 4人					
4	欠席委員	なし					
5	農業委員会 事務局職員	事務局長 山本達哉 専門員 大村哲也					
6	議事録署名	2番 野見幸雄 委員 3番 松原利志 委員					
7	委員 議事内容等	(1) 議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請書について(東小鹿)					
'	成事门合守	: (1) 議案第97号 農地法第5条の規定による計可申請書について (果小鹿) (2) 議案第98号 非農地証明申請書について (三朝)					
		(3) 議案第99号 農用地利用集積計画(利用権設定)について					
		(4) 議案第100号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について					
8	報告事項	(1) 地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の					
		廃止について (4) 専业は第2条の2第1項の担党による民間にのいて					
		(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について					
		(3) 晨地法第18条第6頃の規定による通知書について (4) 農地法施行規則第32条第1項(2アール未満の農業用施設等)の用途に供する					
		届出について					
		(5) 農地の利用目的等変更通知書について					
	7. 11h						
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について					
		○令和5年5月総会					
		5月10日(水)午前9時~					
		三朝町役場の第2会議室					
		(2) その他					
		○農地利用最適化活動日誌に新様式について					
11	閉会	午前10時20分					

	HH ^	
1.	開会	
	事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第34回三朝町農業委員会総会を開会いたし
		ます。
		山本会長、ご挨拶をお願いいたします。
	₩144 ∃ ¥=	H(, k)
2.	議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。
		春になり、各地でトラクターの動きも見えてきて、農地が動き出してきました。
		昨年末から農業関係の動きがいろいろありましたが、ようやく方向性が見えて今まで
		と異なった面もあると思いますが、委員は目をかけていただいてそれぞれの地域で個
		別の相談に乗っていただきたいと思います。
		それでは今月もよろしくお願いいたします。
3	総会成立宣言	
	事務局長	■ 本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。
	尹 ⁄办内以	本日の山畑安貞は「名中、「名か山畑されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定によ
		り総会は成立することを報告します。
		/ AND A LONG A LONG A CONTRACT OF A LONG A L
		│ │ それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務める
		ことになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4	議事録署名	
	議長	それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。
		三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長
		から指名させていただくことにご異議ありませんか。
		【田巻み】のまれり】
		【異議なしの声あり】
		 異議なしとのことでございますので、2番 野見幸雄 委員、3番 松原利志 委
		異様なしとのことでことでよりので、2番 男光中温 要負、3番 仏然利心 要 員、を指名します。よろしくお願いします。
		 なお、書記は事務局でお願いします。
		それでは議事に入ります。
5	議事	
		7号 農地法第5条の規定による許可申請書について(東小鹿)
	議長	「議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請書について(東小鹿)」を議題
		とします。
		事務局は議案の説明を行ってください。
	市公口目	
	事務局長	議案の説明は、大村専門員から行いますのでよろしくお願いいたします。
	 事務局	
	平幼川	1ページの議案書を開いていただきたいと思います。
		<u> </u>
		【議案書の朗読】
		ERWAIN EL CATAGE
		「議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請書について(東小鹿)」につ
		2 / 9

いて説明させていただきます。 申請人(譲受人)は、現在、湯梨浜町内のアパートで生活されていますが、子ど もが生まれ成長すれば今のアパートでは手狭になることから、実家に近いところに 住宅を新築して生活基盤を確立されるものでございます。 用地につきましては、父の所有する果樹園用地が規模縮小することからこの果樹 園の一画を分筆、造成して住宅用地にするものでございます。 排水につきましては、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水につきましては隣接する 道路側溝へ流すこととしております。 資力につきましては、島根銀行倉吉支店からの融資を予定しており、実施は確実 と判断したところでございます。 以上、議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請書についての説明と させていただきます。 よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 議長 現地確認を行っておりますので、報告を小鹿地区の委員さん、お願いします。 1 番農業委員 本日、午前8時に、山本事務局長さん、大村専門員さん、吉田推進委員さんとで、 申請人の代理人から説明を受けました。 計画内容につきましては住宅の新築で、果樹園を分筆して住宅用地とするもので、 用地の境界につきましては説明のとおり勾配を付けるなどして土砂等の流出を防ぐこ ととされており問題は生じないと思ったところです。 雨水排水につきましては用地に勾配を付けて道路側溝に排水、汚水につきましては 合併浄化槽で処理する計画となっており、周辺への影響は無いものと判断したところ です。 以上、現地確認の報告とします。 議長 議案第97号について、現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入り ます。 ご意見、ご質問はありませんか。 議長 ご意見はありませんか。 【意見無の声】 無いようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、議案第97号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 ≪議長≫ それでは、議案第97号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について(大 瀬) は承認されました。 (2) 議案第98号 非農地証明申請書について (三朝) 議長 「議案第98号 非農地証明申請書について(三朝)」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。 事務局 それでは説明させていただきます。 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読】 本申請について説明させていただきます。 申請の農地は、長年耕作を行っていなかったもので既に山林化していることから 非農地証明の申請書が提出されたものです。 現地確認は事務局の方で行いましたが、一帯が山林となっていることを確認して おります。 頁に、本件の審査表を付けております。 非農地証明の対象とする条件としましては、現地確認を行った結果、③の「耕作 不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄された・・・」ものに該当する と確認したところでありまして、非農地証明の判断は「非農地」としております。 以上、議案第98号 非農地証明申請書について(三朝)の説明とさせていただ きます。 よろしくお願いいたします。 これより質疑に入ります。 議長 ご意見はありませんか。 【意見無の声】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第98号について、非農地とすることを承認される方は挙手をお願 いします。

【全ての委員の挙手を確認】

≪議長≫

_			
	それでは、議案第98号非農地証明申請書について(三朝)は承認されました。		
(3)議案第9	9号 農用地利用集積計画(利用権設定)について		
議長	「議案第99号 農用地利用集積計画(利用権設定)について」を議題とします。		
	事務局は議案の説明を行ってください。		
事務局 それでは、「議案第99号 農用地利用集積計画(利用権設定)につせていただきます。			
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。		
	【議案書をもとに朗読】		
	諮問がありました、農用地利用集積計画書(案)について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意(共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意)が得られることをすべて満たしていること。		
	以上のすべて満たしていると判断されることから、計画(案)を受理し本委 員会に提案するものでございます。		
議長	事務局の説明は終わりました。		
	担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。		
	これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。		
	【全体でないことを確認】		
会長	無いようですので私の方から一つですが、		
	小谷君の所の利用権設定の農地が増えていますが、これはグリーンサービスが受けていた農地を小谷君が耕作するもので、小谷君の農地の集積化を図るものです。		
議長	それでは、 議案第99号について、承認される方は挙手をお願いします。		
	【全ての委員の挙手を確認】		
	それでは、議案第99号は、承認されました。		

(4)議案第100号 令和5年度最適化活動の設定目標等について				
議長	「議案第100号 令和5年度最適化活動の設定目標等について」を議案とします。			
	事致巳は業 安 の説明な行ってください。			
	事務局は議案の説明を行ってください。			
事務局 それでは説明させていただきます。				
	本議案は、最適化活動の設定目標等の案について、令和4年2月2日付3経営第 2584号経営局長通知)に基づき調整しましたので、本委員会に付議させていただく ものでございます。			
	【添付の令和5年度最適化活動の設定目標等(案)を説明】			
	なお、本委員会で決議ののちには、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動 の点検・評価と併せて町HPで公開する予定でございます。			
	説明は以上でございます。			
議長	事務局の説明は終わりました。			
	これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。			
高勢地区	昨年も話をしたと思うが、最適化活動の目標の月6日の活動は多くないか。			
推進委員				
事務局	国の当初の計画策定の目標は最低月6日となっていましたが、その後に修正があり			
	最低月1日以上の活動となっております。 計画目標は月2日でもよかったのですが、昨年6日としておりますので本年も目標			
	はあくまでも目標として6日としているものでございます。			
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。			
	【「なし」の声、多数あり】			
	無いようですので、質疑を打ち切ります。			
	議案第100号について承認される方は挙手をお願いします。			
	【7人の委員の挙手を確認】			
	それでは、議案第 100 号は、承認されました。			
議長	以上で、本日の議事は終了しました。			
	引き続き、第6の報告事項に移ります。			
	事務局は、説明をお願いします。			
事務局	それでは、農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積(下			

	限面積)の廃止について説明させていただきます。	
	資料をご覧ください。	
	(資料に基づき協議内容を説明)	
議長	事務局の説明は終わりました。 報告事項ですが、ご質問等ありましたら、ここでお伺いしますが、何かご質問はあ りませんか。	
議長	何かご意見等はありませんか。	
	【全体でないことを確認】	
	ご意見等無いようですので、報告の農地法第3条第2項第5号における農業委員 会が定める別段の面積(下限面積)の廃止については以上とします。	
事務局	つづきまして、	
Ŧ 377 FU	別冊の報告(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、6件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。	
	報告(3)の農地法第18条第6項の規定による通知書につきましては、農地に係る賃貸借契約の解約をおこなったものでございます。 2件とも次の耕作される方が決まっている状況です。	
	報告(4) 農地法施行規則第32条第1項(2アール未満の農業用施設等)の用途に供する届出については、西小鹿地内の農地(畑)に農業用機械倉庫を設置する為の届出が出ております。 また、1件の転用を取りやめる届も出ておりますのでご確認ください。	
	報告(5) 農地の利用目的等変更通知書につきましては、公共施設の施工に伴う 一時転用後の農地の復元について、田から果樹園に変更することについて届出を 受けているものでございます。ご確認をお願いいたします。	
	また、最後の頁に届出の取下げを受けておりますが、これは議案第97号の説明でおこないました用地について5条転用する関係で取下げを行ったものでございます。ご確認ください。	
	以上が報告事項でございます。 よろしくお願いいたします。	
議長	続いて、第7のその他に入ります。	
	(1) 令和5年5月の農業委員会総会の日程について	
	【協議の結果】 5月10日(水)午前9時からの開会を予定します。	

	会場は、第2会議室です
	(2) その他 農地利用最適化活動日誌の新様式について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありました ら発言してください。
	【発言が無いことを確認】
	それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。
	皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了:	:午前10時15分】
上記のとおり会	議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。
令和5年4月	10日
議	長
	(記名)
議事録署名	委員
2	番 農業委員

(記名)

つ平	曲光禾	旦
3番	農業委	貝

(記名)